

一 令和2年度事業活動概況

税理士が経済社会の変化に的確に対応し、国民・納税者の信頼に応え、税理士制度の維持・発展を確実なものとするために、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応や税理士法改正に向けた検討など、次のとおり積極的な事業活動を展開した。

1 新型コロナウイルス感染症への対応とICTの活用等による会務運営の効率化について

会務運営の効率化については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ウェブ会議システムを利用した会議の開催を推進するとともに、事務局職員の在宅勤務環境の整備を行い、併せて、これらに係る関係諸規則を整備した。また、電子決裁システムの導入に関する検討を進めた。

会員及び事業者への支援については、持続化給付金、家賃支援給付金等につき、随時必要な情報を周知するとともに、中小企業庁担当官を講師とし、申請手続等に関する解説動画を作成・公表した。また、これらの給付金及び税制特例等に関する会員からの問い合わせに対応するため、電話相談室及びメール・FAX相談窓口を設置し、相談実績を基にFAQを作成・公表したほか、当該相談室事業スキームを税理士会に提示した。加えて、持続化給付金の対象拡大時には、税理士が事業者の収入等を確認した申立書が必要となったことから、関与税理士がなく経済的に税理士に業務を委嘱することが困難な事業者を対象として、オンラインにより申立書確認を受け付け、約3か月の間に4,000件弱の確認を行った。

税務支援の独自事業については、電話転送機能やウェブ等を利用した相談スキームを取りまとめ、税理士会に提示した。また、受託事業については、従事税理士をはじめとする関係者の安全確保を最優先に、記帳指導・無料税務相談等の実施にあたり必要な措置に関して国税庁と協議を重ね、納税者利便にも配慮しつつ適切に実施されるよう努めた。協議派遣事業についても、全国各地での安全かつ円滑な実施に努めたほか、全国商工会連合会及び全国農業協同組合中央会に対し、将来的にICTの活用により対面を避けて実施できるよう、環境整備等への配慮を求めた。

以上の各施策について、税理士会における実施・導入支援として、総額241,825,456円を各税理士会に交付した。

2 税理士法改正に向けた検討について

平成31年4月の制度部答申「次期税理士法改正に関する答申―時代の変化に対応し、未来を創る制度の構築に向けて―」に基づき、次期税理士法改正に向けて、国税庁及び財務省主税局との意見交換を行った。その結果、令和2年12月10日に決定された令和3年度税制改正大綱において、「税理士制度については、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼の向上を図る観点も踏まえつつ、税理士法の改正を視野に入れて、その見直しに向けて検討を進める。」と明記された。

また、当該意見交換を踏まえて取りまとめた「税理士法に関する改正要望書(案)」について、正副会長会、常務理事会及び理事会において検討を行った。

3 対外広報の強化及び若者が税理士に関心を持つための施策について

対外広報では、社会全体における税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命と仕事（社会貢献を含む。）を紹介するとともに、税理士を目指す若者を増やすべく学生等へのPRを強化した。さらに、親しみやすく身近な税務の専門家というイメージの定着を図る基本方針の下、長期間継続使用できる対外広報キャラクターとしてフクロウの「にちぜいくん」を制定し、使用開始した。

税理士の職業を紹介する動画の内容が古くなったため、税理士職業紹介動画「What's 税理士」を制作し、ホームページ掲載するとともに税理士会にDVDを配付した。

メディアへの広告展開としては、日刊紙への出稿のほか、「マイナビ学生の窓口」タイアップイベント、インターネット上の各媒体へのウェブ広告を実施し、若者の税理士への関心を喚起することに注力した。

税理士会と連携した「税理士による租税講座」の大学開設を全国に拡大し、税法や会計の講義を通じて、学生の税理士や税理士制度への関心を促し、将来の税理士を目指す学生の増加に努めるとともに、若者たちが将来の進路を考える時期に、税理士の資格取得や税理士事務所への就職を選択肢の一つとして持つための職業説明会等を税理士会で開催した。

4 税制改正建議について

税制改正への対応については、税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、適正な事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の五つの基本的視点から検討し、「令和3年度税制改正に関する建議書」として取りまとめたほか、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書」を取りまとめ、これらを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁など関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改正意見について説明した。

その結果、令和3年度税制改正において、電子帳簿等保存制度の見直し、法人税の軽減税率の特例の延長、個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化などの建議項目が実現した。

このほか、資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税の見直し、消費税の適格請求書等保存制度、償却資産課税のあり方、カーボンプライシングのあり方などについて関係省庁等と意見交換を行い、税務の専門家の視点から意見を述べた。

5 事業承継サイトの普及・推進について

事業承継サイト「担い手探しナビ」の周知・普及に資する施策として、担い手探しナビをはじめとする事業承継支援ツールの活用のほか、事業承継の重要性、税理士に期待されている役割等の説明会について、税理士会支部等での開催を支援し、その利用を推進した。令和2年度における税理士会支部等での説明会開催実績は計167回、担い手探しナビの利用者数は、4月上旬時の5,584人か

ら3月下旬時には6,493人と1年間で約1,000人増となった。次年度以降、より効果的に税理士会支部等での説明会を実施するため、担い手探しナビの利用者数を税理士会支部別で出力可能とするよう同ナビの改修を行った。

また、担い手探しナビを利用する税理士への支援体制の構築のため、新たな連携機関として、日本司法書士会連合会と「事業承継の連携に関する協定書」を締結した。

「中小企業における廃業・再生支援」及び「中小企業支援者等の行う事業承継支援」をテーマとした研修を作成し、本研修の中で担い手探しナビの利用方法について解説を行った。本研修について、税理士会へDVDを配付するとともに、研修ホームページから配信を行った。

平成30年に作成した事業承継に係るリーフレット「事業承継のこと、税理士に聞いてみてください。」を50,000部増刷し、税理士会への追加配付を行った。

6 研修受講機会の拡大及び登録時研修の受講義務化に向けた検討について

研修事業については、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国統一研修会、登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、会場参加方式による研修実施が困難なことから、マルチメディアによる研修を充実させ、会員の研修受講機会を確保した。令和元年度に配信した研修は66本（172時間）であったのに対し、令和2年度は119本（305時間）の研修を配信した。

マルチメディア研修は、「令和2年度税制改正等」、「新型コロナウイルスの知識と事務所運営の対策について」、「災害関連税制について」、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税等の軽減措置と令和2年度税制改正（固定資産税関連）等について」、「インボイス制度について」、「年末調整手続の電子化による簡便化について、マイナポータルを活用した確定申告手続（マイナポータル連携）」、「経済財政の現状と税制の課題－コロナ時代を見据えて」及び「e-Taxを利用した審査請求」の8テーマを収録し、配信した。

以上の結果、令和2年度における税理士の研修受講義務の達成率は、速報値ベースで61.1%となった。

登録時研修については、これまで会場参加方式による3日間のスケジュールを主としていたが、受講者の負担軽減や受講率の向上を目的として、マルチメディアでも受講できることとするため、登録時研修実施要領の見直しを行い、研修受講管理システムの改修を進めた。

7 租税教育等の普及、推進及び充実について

租税教育等事業の中心である租税教室の一層の普及推進と講義の水準維持のために発行している「租税教育講義用テキスト」の増刷、「租税教育副読本『税って何かな?』」及び特別支援学校向けの同副読本点字版・音声版・拡大版の改訂など、教材の充実を図った。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、多くの地域で対面での租税教室の開催が困難となったことや、政府が推進する教育のICT化を踏まえ、オンライン授業を含めた新しい租税教室のあり方やデジタル教材の制作について検討を行った。

また、将来の租税教育を担う教員の養成を目的とした寄附講座を新規開設となる福井大学を含む5

大学に、大学における租税法に関する教育・研究活動を助成し、健全な納税者意識を持つ国民の育成、税理士制度を正しく周知することを目的とした寄附講座を7大学に開設したほか、災害等による講座開設の延期または中止に対応するため、両寄附講座の実施要領を変更した。

本会は租税教育推進関係省庁等協議会（中央租推協）に賛助会員として参画しており、関係省庁と引き続き連携を図った。

8 社会保障・税番号制度への対応について

政府が令和6年度の稼働を目指して検討を進めている国家資格等情報連携・活用システム（仮称）について、内閣官房及び国税庁から情報収集するとともに、本会及び税理士会における登録事務及び会員情報管理事務等の合理化・効率化の観点から検討を進めた。

また、国税庁へ提出している「電子申告に関する要望事項」において、令和3年1月から開始されるマイナポータルと確定申告書等作成コーナーの連携に関して、税理士がマイナポータルに集約される関与先納税者の情報を円滑に取得できることを継続的に要望した結果、事前にマイナポータルで代理権限を設定した納税者の税務に関わる情報のみを一括取得できる仕組みが実現された。加えて、税理士と納税者が遠隔地にあってもマイナポータルの代理権限の設定を円滑にできる仕組みについて関係官庁と意見交換を行った。

このほか、マイナポータルを活用した年末調整手続及び確定申告手続の電子化について国税庁の担当官を講師としてマルチメディア研修を実施した。

9 電子申告・電子納税の発展及び利便性向上に向けた施策について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税務の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税共同機構に提出した。その結果、e-Taxでは令和3年1月に国税庁が提供する全てのソフト等でGoogle Chrome及び最新版のWindows Edgeが推奨環境となった。さらに、eLTAXでは令和2年10月に地方税共通納税システムにおいて特別徴収住民税及び各税目のみなし・見込納付について過去に納付を行った納付情報の内容を複写して納付情報発行依頼を行える機能の追加、同年12月に通知メールの件名と本文に利用者が設定した任意の宛名を表示する機能が追加された。

また、令和3年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載するなど、電子申告の利用促進に努めた。

加えて、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則が改正されたことに伴い、令和3年4月から発行する第五世代税理士用電子証明書のオンライン申込について利便性の高い仕組みとなるよう検討を行った。

10 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚並びに非税理士の排除について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀保持の徹底を求める記事を掲載した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要

請し、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための記事を掲載して注意喚起を図った。

また、持続化給付金の不正取得に係る詐欺容疑等による税理士及び元税理士の逮捕報道を踏まえ、税理士会に対し、本会提供の各種資料の確認依頼や職業倫理に関する研修受講の周知を通じ、会員への法令順守の徹底と適正な業務執行の指導を依頼した。

1.1 税務支援事業への対応について

独自事業については、東日本大震災、令和元年台風豪雨及び令和2年7月豪雨の被災者に対し、それぞれ被災地域の税理士会との共催による税務支援事業を実施した。

受託事業については、令和元年度の受託事業の実施結果を踏まえ、令和2年分確定申告に向け10項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出し、同課より要望事項に対する回答を得た。

協議派遣事業については、全国商工会連合会及び全国農業協同組合中央会との協議会を開催し、情報交換及び相互理解に努めた。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受託事業の実施方法等について、従事税理士の安全及び納税者利便の観点から国税庁と協議を重ねるとともに、従事税理士に係るPCR検査費用など感染対策費用の支援等の施策を講じたうえで、税理士会に対し、無料相談の実施について協力を求めた。

1.2 書面添付制度の普及・定着について

国税庁に対し、本会及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を引き続き設けること及び税理士会と国税局、支部と税務署間の協議を開催することを要望した。

また、添付書面について、利便性を向上させる観点から、名称及び様式の変更の検討を進めた。

加えて、税理士会における同制度の運用状況に係る情報収集を行い、今後の国税庁との協議方針について検討し、普及・定着方策の一つとして、添付書面の作成を補完するツール「業務チェックリスト（不動産所得用）」を作成した。

1.3 公益活動への取り組みについて

成年後見制度に関する研修については、研修受講管理システムで研修映像を配信することで、税理士会員が十分な受講機会を得られるよう環境を整備した。

また、各税理士会との共催により、成年後見及び相続税に関する無料相談会及び電話相談を全国で開催し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限配慮しつつ一般市民からの相談に応じた。

このほか、市区町村における成年後見制度利用促進基本計画の検討状況調査の実施、地域連携ネットワーク構築に向けた協議会等への参画を通じ、成年後見制度における税理士の役割について周知を図った。

地方公共団体の監査制度研修については、感染症の状況を踏まえた初めての試みとして、基礎研修は研修受講管理システムでの受講を可能とし、実務研修もオンライン研修として実施した。さらに当該研修の今後の在り方について検討し実施要領を変更した。

政治資金監査制度については、税理士による政治資金監査の精度を高めることを目的として、「税理士のための政治資金監査チェックシート」及びその解説資料を作成し公開した。

このほか、地方公共団体に対して、監査委員、外部監査人、行政不服審査法による審理員及び第三者機関委員への税理士の選任要請活動を行った。

14 大規模災害発生時の対応について

東日本大震災の発生から10年目の節目を迎えたことから、同震災による被災者に対する施策の区切りとして、東北税理士会及び同会福島県支部連合会との共催により、令和2年11月14日、福島県内2会場で電話相談を実施し、延べ2人の納税者の相談に応じた。

また、被災地の復興状況と継続する課題を把握するため、令和3年4月22日、正副会長等が東北税理士会と懇談し、翌23日には宮城県の石巻市と山元町を視察した。

令和元年台風豪雨による被災者に対する施策として、千葉県税理士会との共催により、令和2年10月から令和3年2月にかけて5会場において実施し、延べ25人の納税者の相談に応じた。

さらに、令和2年7月に熊本県を中心に発生した豪雨災害（令和2年7月豪雨）による被災者に対する施策として、南九州税理士会との共催により、令和3年1月16日及び17日、南九州税理士会館において電話相談を実施し、延べ5人の納税者の相談に応じた。

このほか、令和2年7月豪雨により各地域において甚大な被害が発生したことから、税理士会と連携のうえ被災状況の迅速な把握に努め、特に被害の大きかった九州北部税理士会及び南九州税理士会への見舞金として、本会及び各税理士会から総額200万円を出捐した。

(注) 本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。